

津雲台 3・5丁目建築協定



- 認可 平成 24 年 2 月 9 日
区画 2.1ha 66 区画
- ①建物用途 専用住宅
 - ②階数 2 階以下（地階を除く）
 - ③敷地を分割する場合は 220 m²以上とする
 - ④緑化努力義務
 - ⑤建築物の地盤面の高さの変更禁止
 - ⑥道路に面する塀等の高さは 2.2m 以下とする

連絡先

津雲台 3・5 丁目建築協定運営委員会
吹田市都市計画部開発審査室
建築許認可担当 (06-6384-1972)

平成 29 年 5 月現在